

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月5日（金）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 ①重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第24号）
  - ②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）
    - ・岸田内閣総理大臣、高市国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
    - ・上野賢一郎君外8名（自民、立憲、維教、公明、国民、有志）提出の①に対する修正案について、提出者森山浩行君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・浅野哲君（国民）提出の①に対する修正案について、提出者浅野哲君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・両案及び両修正案に対し、高木啓君（自民）、本庄知史君（立憲）、住吉寛紀君（維教）、庄子賢一君（公明）、塩川鉄也君（共産）、浅野哲君（国民）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）が討論を行いました。
    - ・浅野哲君（国民）提出の①に対する修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成一国民、有志 反対一自民、立憲、維教、公明、共産、れ新）
    - ・上野賢一郎君外8名（自民、立憲、維教、公明、国民、有志）提出の①に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成一自民、立憲、維教、公明、国民、有志 反対一共産、れ新）
    - ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、立憲、維教、公明、国民 反対一共産、有志、れ新）
    - ・①に対し冨樫博之君外5名（自民、立憲、維教、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、太栄志君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、立憲、維教、公明、国民、有志 反対一共産、れ新）
    - ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、立憲、維教、公明、国民、有志 反対一共産、れ新）
    - ・②に対し冨樫博之君外5名（自民、立憲、維教、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、金村龍那君（維教）から趣旨説明を聴取しました。
    - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、立憲、維教、公明、国民、有志 反対一共産、れ新）
    - （質疑者）本庄知史君（立憲）、森山浩行君（立憲）、塩川鉄也君（共産）、浅野哲君（国民）、阿部司君（維教）、大石あきこ君（れ新）、山岸一生君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 本庄知史君（立憲）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（以下「セキュリティ・クリアランス法案」という。）

ア トップシークレットやシークレット級の重要経済安保情報又は重要経済基盤保護情報で特定秘密に該当しない文書

- a アの文書の想定について政府統一の見解を示す必要性
- b 経済産業省の保有する秘文書は全てコンフィデンシャル級であることを確認した上で検討を行ったことの確認
- c 同省において現在アの文書を保有していないことの確認

- d 内閣府におけるアの文書の保有の有無
- イ 特定秘密保護法の運用基準を見直す理由
- ウ 現段階で経済安全保障に関連する特定秘密の存在を想定する一方でアの文書は想定されないと明確に区別する根拠
- エ 適性評価に関する個人情報の目的外利用の禁止
  - a 内閣総理大臣や行政機関の長による目的外利用の罰則規定がない理由
  - b 国家公務員法又は個人情報保護法の罰則規定の適用となることの確認
- オ 民間企業が保有する重要な情報の保全の在り方
- カ 独立行政法人及び国立研究開発法人
  - a 役職員に対するみなし公務員規定の適用及び守秘義務が課されている理由
  - b 独立行政法人に公文書管理法が適用されている理由
  - c 独立行政法人及びその役職員も本法律案の対象とする必要性
- キ 本法制定後の政令、運用基準等の作成及び特定秘密保護法の運用基準の見直しについての具体的なスケジュール

#### 森山浩行君（立憲）

##### セキュリティ・クリアランス法案

- ア 特定秘密保護法の運用を踏まえて本法を施行することの確認
- イ 重要経済安保情報を知る可能性があった場合に漏えい罪成立の懸念
- ウ 適性評価のための調査期間を事前に示す必要性
- エ 従業者の不利益取扱いに関する適合事業者へのペナルティーの在り方
- オ 政令、運用基準等の内容を周知する必要性
- カ 事前の労使協議と労使協定の締結を義務付ける必要性
- キ 適性評価の対象者数
- ク 諸外国において取扱いが見直されているコンフィデンシャル級の情報の保全の在り方
- ケ 運用基準等の検討過程において国会に報告する意向の有無

#### 塩川鉄也君（共産）

##### セキュリティ・クリアランス法案

- ア 日本と諸外国との防衛装備品等の国際共同開発の現状
- イ 防衛装備品等の国際共同開発におけるセキュリティ・クリアランスの必要性
- ウ 米国の国家防衛産業戦略と本法律案によるセキュリティ・クリアランス制度導入の関係
- エ 防衛産業は重要経済基盤に該当することの確認

#### 浅野哲君（国民）

##### セキュリティ・クリアランス法案

- ア 重要経済安保情報の取扱いが見込まれない段階でも適性評価を行う仕組みを整備する必要性
- イ 特許出願非公開制度の対象となる発明は重要経済安保情報に該当するかの確認
- ウ 重要経済安保情報の指定の範囲を最小限とする必要性

#### 阿部司君（維教）

##### セキュリティ・クリアランス法案

- ア 本法律案におけるサイバーの位置付け
- イ 政府に対するサイバー攻撃の昨年1年間の件数及び近年の情報流出の代表的なケース
- ウ サイバー防御の必要性
- エ クリアランス保有者又は適合事業者がサイバー攻撃を受けて情報漏えいが起こった際の罰則
- オ エに関して特定秘密保護法での扱い
- カ 過失かどうかの判断の方法
- キ 適性評価合格後の特定のアプリケーションへのアクセス制限の有無
- ク アクティブサイバーディフェンスの法制化の必要性
- ケ 我が国で活動している外国情報機関の工作人員の人数の推計
- コ セキュリティ・クリアランス制度が施行されている国でのクリアランス保有者等への情報詐取事案の有無
- サ クリアランス保有者が標的にされた際の高市国務大臣の課題認識
- シ スパイ活動を防止する法律を制定する必要性
- ス 国籍チェックの対象者を拡大する必要性
- セ 特定秘密保護法における適性評価の調査期間

**大石あきこ君（れ新）**

国民はセキュリティ・クリアランス法案に反対する必要性

（ここから内閣総理大臣出席）

**山岸一生君（立憲）**

- (1) 政治資金の不適切な処理に関する自民党所属議員の処分
  - ア 500万円未満の不記載を処分の対象から外した理由
  - イ 二階俊博衆議院議員を処分の対象から外した理由
  - ウ 萩生田光一衆議院議員の処分を党の役職停止にとどめたことの是非
  - エ 森喜朗元内閣総理大臣への聞き取り調査
    - a 萩生田光一衆議院議員の処分への影響
    - b 調査を実施した日時及び調査方法
    - c 政治資金の不適切な処理が継続したことについての森喜朗元内閣総理大臣の関与の有無
  - オ 岸田自民党総裁が処分の対象から外された理由
- (2) セキュリティ・クリアランス法案
  - ア 日米首脳会談における本法律案に関する議論の予定の有無
  - イ 特定秘密保護法と同様のレベルで国会による監視の仕組みを追加する修正案についての岸田内閣総理大臣の認識

**阿部司君（維教）**

- (1) セキュリティ・クリアランス法案
  - ア 情報保全に関する同盟国・同志国との間で新たに必要となる枠組みの具体的な内容
  - イ 我が国のファイブアイズへの参画について米国の協力を取り付ける必要性
  - ウ 本法案成立後の情報漏えいに関する課題
  - エ 内閣府再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて中国企業のロゴが入った資料が配付された問題
    - a 内閣府による調査の進捗状況

- b 全省庁の審議会等における外国による影響力工作の有無を点検する必要性
- オ 政務三役を適性評価の対象とする必要性
- (2) スパイ防止法の制定を検討する必要性
- (3) アクティブサイバーディフェンスの法制化の実現

**塩川鉄也君（共産）**

- (1) セキュリティ・クリアランス法案
  - ア 日英伊による次期戦闘機共同開発と本法案の関係
  - イ 日米首脳会談における防衛装備品の共同開発及び共同生産についての協議の内容
  - ウ 米国の国家防衛産業戦略に基づき我が国は民間企業へのセキュリティ・クリアランス制度の導入を求められていることの確認
  - エ 適性評価の対象者が継続的に監視されるおそれ
- (2) 大川原化工機事件についての岸田内閣総理大臣の認識
- (3) 政治資金問題について国民への説明責任を果たす必要性

**浅野哲君（国民）**

- (1) 適性評価を受けた人材の海外流出防止策の必要性
- (2) 政府の審議会等の構成員の信頼性を確認する体制や運営方針を検証する必要性

**大石あきこ君（れ新）**

我が国のファイブアイズへの参画についての岸田内閣総理大臣の見解